

## 上北山村事業継続支援金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、令和5年12月に国道169号線上池原地区で発生した崩土の影響により、深刻な影響を受けている村内事業者の事業継続を支援するため、事業継続に必要な経費に対し事業継続支援金（以下「支援金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

### (支援金の交付)

第2条 村長は次条に規定する者に対して、支援金を交付することができる。

### (交付対象者)

第3条 支援金の対象となる者は、次のいずれにも該当する事業者とする。

(1) 令和5年4月1日時点において、上北山村に法人登記されている事業所を有している者（法人登記されていない事業所を有する場合は、上北山村の住民基本台帳に記録されている住所を有している者）

(2) 令和5年4月1日から引き続き同一事業を営んでいる者

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事業者には支援金の交付はしないものとする。

(1) 村税を滞納している者

(2) 以下のいずれかに該当する者

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）

イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）

ウ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

### (支援金の交付申請)

第4条 支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、上北山村事業継続支援金交付申請書兼請求書（第1号様式）及びその他村長が必要と認める書類により村長に申請しなければならない。

2 前項の規定による申請は、1の申請者につき1回を限度とする。

3 第1項の規定による申請は、村長が別に定める期日までにしなければならない。

### (支援金の額)

第5条 支援金の額は、次の各号に掲げる申請者の区分に応じ、当該各号に掲げる金額を限度額とする。

(1) 中小法人 20万円

(2) 個人事業者 10万円

(交付の決定等)

第6条 村長は、第4条第1項の規定による申請があった場合、その内容を審査し、支援金の交付又は不交付を決定したときは、上北山村事業継続支援金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとし、交付を決定した場合は支援金を交付する。

(支援金の交付決定の取消し等)

第7条 村長は、支援金の交付決定をうけた者が次の各号のいずれかに該当するときは、支援金の交付決定の全部又は一部をとりけすことができる。この場合において、当該取消しの部分について、既に支援金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

- (1) 偽りその他不正な手段により支援金の交付を受けたとき。
- (2) 支援金の条件に違反したとき。
- (3) この要綱の規定に違反したとき。
- (4) その他村長が不相当と認めたとき。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、支援金の交付に関し必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年6月18日から施行する。
- 2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。